

## 別表6 特定障害状態

特定障害状態とは、国民年金法施行令第4条の7（昭和61年3月28日政令第53号）別表の障害等級1級に定める程度の障害の状態（下表）があり、かつ、その状態が永続的に回復しない状態をいいます。

- (1) 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両上肢のすべての指を欠くもの
- (5) 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- (6) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (7) 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも
- (9) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも
- (10) 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも

## （備考）

## 1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「両眼の視力の和」とは、両眼のそれぞれの視力を別々に測定した数値を合算したものをいいます。
- (3) 視野狭くおよび眼瞼下垂による視力障害は、特定障害状態に該当したものとは認めません。

## 2. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。
- (2) 聴力レベルのデシベル値は、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値をいいます。

## 3. 上肢の障害

- (1) 「上肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、一上肢の3大関節（肩関節、ひじ関節および手関節）中いずれか2関節以上が、次のいずれかに該当する程度のもをいいます。
  - ① 不良肢位で強直しているもの
  - ② 関節の最大他動可動範囲が、正常可動範囲の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの
  - ③ 筋力が著減または消失しているもの
- (2) 「上肢の指を欠くもの」とは、基節骨の基部から欠き、その有効長が0のものをいいます。
- (3) 「上肢の指の機能に著しい障害を有するもの」とは、指の著しい変形、麻痺による高度の脱力、関節の不良肢位強直、癩痕による指の埋没または不良肢位拘縮等により、指があってもそれが無いのとほとんど同程度の機能障害があるものをいいます。

## 4. 下肢の障害

- 「下肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、一下肢の3大関節（また関節、ひざ関節および足関節）中いずれか2関節以上が、次のいずれかに該当する程度のもをいいます。
- ① 不良肢位で強直しているもの
  - ② 関節の最大他動可動範囲が、正常可動範囲の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの
  - ③ 筋力が著減または消失しているもの

## 5. 体幹の障害

- (1) 「体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの」とは、腰掛、正座、あぐら、横すわりのいずれもができないものをいいます。
- (2) 「体幹の機能に立ち上がることができない程度の障害を有するもの」とは、臥位または坐位から自力のみで立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護または補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害をいいます。

## 6. 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の身体の機能の障害

- 「前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の身体の機能の障害」とは、次のいずれかに該当する程度のもをいいます。
- ① 一上肢および一下肢の用を全く廃したもの。「用を全く廃したもの」とは、日常動作のすべてが一人で全くできない場合、またはこれに近い状態をいいます。
  - ② 四肢の機能に相当程度の障害を残すもの。「機能に相当程度の障害を残すもの」とは、日常動作のほとんどが一人で全くできない場合または一人でできてもうまくできない場合の状態をいいます。

## 7. 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の病状

「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のものをいい、「前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の病状」を疾患別に例示すると以下のとおりです。なお、以下〔(3)腎疾患、(4)肝疾患、および(5)血液・造血器疾患〕で使用する「一般状態区分」とは、次の区分をいいます。

〔一般状態区分〕	
①	無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえる
②	軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や坐業はできる。例えば、軽い家事、事務など
③	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助のいることもある。軽労働はできないが、日中の50%以上は起居している
④	身のまわりのある程度のことではできるが、しばしば介助がいり、日中の50%以上は就床している
⑤	身のまわりのこともできず、常に介助がいり、終日就床を必要としている

## (1) 呼吸器疾患

肺結核	① 認定の時期前6か月以内に排菌があり、かつ、胸部X線所見が日本結核病学会病型分類（以下「学会分類」といいます。）のⅠ型（広汎空洞型）またはⅡ型（非広汎空洞型）であるもの ② 認定の時期前6か月以内に排菌があり、かつ、胸部X線所見が学会分類のⅢ型（不安定非空洞型）で病巣の広がりが3（大）であるもの
じん肺	① 胸部X線所見がじん肺法の分類の第4型であり、大陰影の大きさが1側の肺野の3分の1以上のもので、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の介護を必要とするもの ② 下記の呼吸器疾患活動能力区分表のエ.またはオ.に該当し、かつ、予測肺活量一秒率が20%以下のもの ③ いかなる負荷にも耐え得ないもの
肺機能障害	① 活動能力の程度が下記の呼吸器疾患活動能力区分表のエ.またはオ.に該当し、かつ、次のいずれかに該当するもの (a) 予測肺活量一秒率が20%以下のもの (b) 動脈血ガス分析値に高度の異常があるもの ② いかなる負荷にも耐え得ないもの
〔呼吸器疾患活動能力区分表〕 ア. 階段を人並みの速さで登れないが、ゆっくりなら登れる イ. 階段をゆっくりでも登れないが、途中休み休みなら登れる ウ. 人並みの速さで歩くと息苦しくなるが、ゆっくりなら歩ける エ. ゆっくりでも少し歩くと息切れがする オ. 息苦しくて身のまわりのこともできない	

## (2) 心疾患

浮腫、呼吸困難等の臨床症状があり、下記の心臓疾患重症度区分表に掲げる重症度がオ. またはエ. に該当し、かつ、下記の心臓疾患検査所見等表のうち、いずれか2つ以上の所見等があるもの	
〔心臓疾患重症度区分表〕 ア. 心臓病はあるが、身体活動を制限する必要のないもの。日常生活における普通の活動では、心不全症状または狭心症症状がおこらないもの イ. 身体活動をいくらか制限する必要のある心臓病患者。家庭内の普通の活動では何でもないが、それ以上の活動では心不全症状または狭心症症状がおこるもの ウ. 身体活動を制限する必要のある心臓病患者。家庭内の極めて温和な活動では何でもないが、それ以上の活動では心不全症状または狭心症症状がおこるもの エ. 身体活動を極度に制限する必要のある心臓病患者。身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動では心不全症状または狭心症症状がおこるもの オ. 安静時にも心不全症状または狭心症症状がおこり、安静からはずすと訴えが増強するもの	
〔心臓疾患検査所見等表〕 ① 明らかな器質的雑音が認められるもの ② X線フィルムによる計測（心胸廓係数）で60%以上のもの ③ 胸部X線所見で、肺野の高度うっ血所見のあるもの ④ 心電図で、陈旧性心筋梗塞所見のあるもの ⑤ 心電図で、脚ブロック所見のあるもの ⑥ 心電図で、完全房室ブロック所見のあるもの ⑦ 心電図で、第2度以上の不完全房室ブロック所見のあるもの ⑧ 心電図で、心房細動または粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が10以上のもの ⑨ 心電図で、STの低下が0.2mV以上の所見があるもの ⑩ 心電図で、第Ⅲ誘導およびV <sub>1</sub> 以外の誘導のTが逆転した所見があるもの ⑪ 心臓ペースメーカーを装着したもの ⑫ 人工弁を装着したもの	

## (3) 腎疾患

下記の腎疾患臨床所見区分表のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の腎疾患検査所見区分表のうち、いずれか1つ以上に該当し、かつ、「一般状態区分」の⑤に該当するもの

〔腎疾患臨床所見区分表〕

- ① 尿毒症性心包炎
- ② 尿毒症性出血傾向
- ③ 尿毒症性中枢神経症状

〔腎疾患検査所見区分表〕

- ① 内因性クレアチニンクリアランス値 10 (ml/分) 未満
- ② 血清クレアチニン濃度 8 (mg/dl) 以上
- ③ 血液尿素窒素 80 (mg/dl) 以上

(注) 人工透析療法施行中の者にかかる腎機能検査成績は、当該療法実施前の成績による。

## (4) 肝疾患

① 下記の肝疾患臨床所見区分表のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の肝機能異常度指表に掲げるうち、いずれか1系列以上の検査成績が異常を示し、かつ、「一般状態区分」の⑤に該当するもの

② 下記の肝機能異常度指表に掲げるうち、いずれか2系列以上の検査成績が高度異常を示し、高度の安静を必要とし、かつ、「一般状態区分」の⑤に該当するもの

〔肝疾患臨床所見区分表〕

- ① 高度の腹水が存続するもの
- ② 意識障害発作を繰り返すもの
- ③ 胆道疾患で発熱が頻発するもの

〔肝機能異常度指表〕

検査系列	検査項目	単位	異常	高度異常
A	アルブミン (電気泳動法)	g/dl	2.8以上3.8未満	2.8未満
	γ-グロブリン (電気泳動法)	g/dl	1.8以上2.5未満	2.5以上
	ZTT (Kunkel法)	単位	14以上20未満	20以上
B	ICG (15分値)	%	10以上30未満	30以上
	血清総ビリルビン	mg/dl	1.0以上5.0未満	5.0以上
	黄疸指数 (Meulengracht法)	—	10以上30未満	30以上
C	GOT (Karmen法)	単位	50以上200未満	200以上
	GPT (Karmen法)	単位	50以上200未満	200以上
D	アルカリフォスファターゼ (Bessey法)	単位	3.5以上10未満	10以上
	アルカリフォスファターゼ (Kind-King法)	単位	12以上30未満	30以上

(注) 1系列の検査成績が異常を示すものとは、1系列のうちいずれか1項目の検査成績が異常または高度異常を示すものとし、1系列の検査成績が高度異常を示すものとは、1系列のうちいずれか1項目の検査成績が高度異常を示すものとする。

## (5) 血液・造血器疾患

① 下記の難治性貧血群臨床所見区分表のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の難治性貧血群検査所見区分表のア. からエ. までのうち、3つ以上に該当し、かつ、「一般状態区分」の⑤に該当するもの

② 溶血性貧血の場合は、下記の難治性貧血群臨床所見区分表のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の難治性貧血群検査所見区分表のア. に該当し、かつ、「一般状態区分」の⑤に該当するもの

〔難治性貧血群臨床所見区分表〕

- ① 治療により貧血改善はやや認められるが、なお高度の貧血、出血傾向、易感染性を示すもの
- ② 輸血をひんぱんに必要とするもの

〔難治性貧血群検査所見区分表〕

ア. 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの

- (a) 血色素量が6.0g/dl未満のもの
- (b) 赤血球数が200万/mm<sup>3</sup>未満のもの

イ. 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの

- (a) 白血球数が1,500/mm<sup>3</sup>未満のもの
- (b) 顆粒球数が500/mm<sup>3</sup>未満のもの

ウ. 末梢血液中の血小板数が1万/mm<sup>3</sup>未満のもの

エ. 骨髓像で、次のいずれかに該当するもの

- (a) 有核細胞が2万/mm<sup>3</sup>未満のもの
- (b) 巨核球数が15/mm<sup>3</sup>未満のもの
- (c) リンパ球が60%以上のもの
- (d) 顆粒球 (G) と赤芽球 (E) との比 (G/E) が10以上のもの

難治性貧血群 (再生不良性貧血、溶血性貧血等)

出血傾向群 (注1)	高度の出血傾向もしくは関節症状のあるものまたは凝固因子製剤をひんぱんに輸注しているものであり、かつ、下記の出血傾向群検査所見区分表のうち、1つ以上の所見があり、かつ、「一般状態区分」の⑤に該当するもの
	〔出血傾向群検査所見区分表〕 ① 出血時間（デューク法）が10分以上のもの ② 凝固時間（リー・ホワイト法）が30分以上のもの ③ 血小板数が3万/mm <sup>3</sup> 未満のもの
造血器腫瘍群 (注2)	下記の造血器腫瘍群臨床所見区分表のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の造血器腫瘍群検査所見区分表のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、「一般状態区分」の⑤に該当するもの
	〔造血器腫瘍群臨床所見区分表〕 ① 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染性、肝脾腫等の著しいもの ② 輸血をひんぱんに必要とするもの ③ 急性転化の症状を示すもの
	〔造血器腫瘍群検査所見区分表〕 ① 病的細胞が出現しているもの ② 末梢血液中の赤血球数が200万/mm <sup>3</sup> 未満のもの ③ 末梢血液中の血小板数が1万/mm <sup>3</sup> 未満のもの ④ 末梢血液中の正常顆粒球数が500/mm <sup>3</sup> 未満のもの ⑤ 末梢血液中の正常リンパ球が300/mm <sup>3</sup> 未満のもの ⑥ C反応性タンパク（CRP）の陽性のも ⑦ 乳酸脱水素酵素（LDH）の上昇を示すもの

注1 血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症等

注2 白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫等

#### (6) 悪性新生物

悪性新生物による消化吸収機能障害、局所臓器の機能障害または悪液質のため体重が健康時の60%未満になり、かつ、下記の悪性新生物検査所見区分表の全てに該当しているもの
〔悪性新生物検査所見区分表〕 ① 赤血球数 250 (万/mm <sup>3</sup> ) 未満 ② 血色素量 8 (g/dl) 未満 ③ ヘマトクリット 20%未満 ④ 総蛋白 4 (g/dl) 未満

#### (7) 高血圧

次の条件をほぼ満たす「悪性高血圧症」（単に高血圧のみでは障害の状態とは評価しない）
① 高い拡張期性高血圧（通常拡張期血圧が120mm/Hg以上） ② 眼底所見で、両側にうっ血乳頭があり、少なくとも滲出性変化を伴う高血圧性網膜症を示す ③ 腎機能障害が急激に進行し、放置すれば腎不全にいたる ④ 全身症状の急激な悪化を示し、血圧、腎障害の増悪とともに、脳症状や心不全を多く伴う

#### 8. 精神の障害

「精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの」とは、次のいずれかに該当する程度のものをいいます。

- ① 精神分裂病によるものにあつては、高度の欠陥状態または高度の病状があるため、高度の人格崩壊、思考障害、その他もう想・幻覚等の異常体験があるもの
- ② そううつ病によるものにあつては、高度の感情、欲動および思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの
- ③ 非定型精神病によるものにあつては、欠陥状態または病状が前記の①、②に準ずるもの
- ④ てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作または高度の痴呆、性格変化、その他の精神神経症状があるもの
- ⑤ 中毒精神病によるものにあつては、高度の痴呆、性格変化およびその他の持続する異常体験があるもの
- ⑥ 器質精神病によるものにあつては、高度の痴呆、人格崩壊、その他の精神神経症状があるもの
- ⑦ 精神薄弱によるものにあつては、精神能力の全般的発達に高度の遅滞があるもの